

令和2年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和3年1月

豊島区教育委員会



# 目 次

## I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	評価の概要	2

## II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

## III 点検・評価の結果

### 事業分析シート

1	教員の研修	6
2	不登校対策事業の強化	9
3	外国人の就学対策	12
4	子どもスキップ運営事業	15
5	学校施設整備の補助金	18

## IV 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	20
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	21

## I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

### 1 はじめに

平成 20 年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき平成 20 年度から 10 年以上に渡り点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施してきた。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、豊島区教育ビジョン 2019（豊島区教育振興基本計画）における重点施策の推進に際し、P D C A サイクルの観点から重要な役割を担ってきた。

（参考）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 評価の概要

### 1 委員会の設置

#### (1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

#### (2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	細谷 美明	学校経営経験者	早稲田大学教職大学院客員教授
副委員長	木村 文香	学識経験者	東京家政学院大学准教授
委員	岩井 由美子	区民	豊島区立仰高小学校PTA会長

## 2 評価対象・選出理由

豊島区教育ビジョン 2019 の施策をP D C Aサイクルにより、業務を改善することを目的とし行うものであり、今年度の事業は過去の評価対象を踏まえ、今日的な重要施策と豊島区教育ビジョン 2019 において、重点として位置付けられている取り組みを評価対象として選出したものである。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

点検・評価対象	教育ビジョン 2019 における位置づけ
教員の研修	「指導主事による指導訪問の実施」 取組み (No.35) 「研修体系及び実施方法の策定」 重点 (No.87) 「豊島区学校における働き方改革の推進」 重点 (No.92)
不登校対策事業の強化(適応指導教室)	「不登校児童・生徒への復帰支援」 取組み (No.82)
外国人の就学対策	様々な要素に関連する課題 【参考】 「人権課題に関する教育の充実及び豊島区子どもの権利に関する条例の普及、推進」 重点 (No.52)
子どもスキップ運営事業	「子どもスキップ事業の実施」 重点 (No.109)
学校施設整備の補助金	「体育館の冷暖房設置」 重点 (No.97)

## 3 実施方法

評価対象の各事務事業について、所管課からの事業概要の説明を受けた後、ヒアリングを実施した。また、「子どもスキップ運営事業」については豊島区立子どもスキップ南池袋に、「学校施設整備の補助金」については、豊島区立南池袋小学校に視察を行った。

#### 4 評価の視点及び方法

事業分析シートを用いて、以下の視点から評価した。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
  - ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
  - ・効率的な手法・手段となっていたか
  - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
  - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
  - ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
  - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
  - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
  - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
  - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

	効率性	有効性
評価	A：高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない。 B：適正・・・実施手法は概ね適切である。 C：低い・・・見直しが必要である。	A：高い・・・区民教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている。 B：適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている。 C：低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である。



## 5 委員会開催状況

回数	開催日	審議内容	場所
第1回	12月16日	○ 令和元年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 評価対象の選定について ○ 外部評価審議	レクチャールーム
第2回	12月23日	○ 外部評価審議	教育委員会室
第3回	1月7日	○ 学校・子どもスキップ視察 ○ 令和元年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 外部評価審議	南池袋小学校 子どもスキップ南池袋 南池袋小学校多目的ルーム
第4回	1月28日	○ 外部評価まとめ	教育委員会室

## 6 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図ると共に、令和2年第1回区議会定例会において評価の結果を報告する。

## II 点検・評価の結果一覧

事業名称	効率性	有効性
教員の研修	B	B
不登校対策事業の強化	A	B
外国人の就学対策	B	B
子どもスキップ運営事業	A	B
学校施設整備の補助金	A	A



### Ⅲ 点検・評価の結果

## 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	教員研修
-----	------

1. 事業概要及び現状									
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕	教職員には、子供たち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質の向上に努めることが求められている。このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組む。								
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕	区立幼稚園、小・中学校の教員								
事業の概要 〔事業の手法〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修体系及び実施方法の策定</li> <li>・研修内容の焦点化及び精選</li> <li>・教員の授業力向上</li> <li>・研究開発指定校における研究の推進と研究内容の還元</li> <li>・指導主事等による学校・園訪問の拡充</li> </ul>								
基礎データ 〔利用者等の情報〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒数及び学級数(令和元年5月現在)、教員数(平成31年4月現在)</li> <li>幼稚園 幼児数 121人 学級数 6学級 教員数 9人</li> <li>小学校 児童数 8,620人 学級数 314学級 教員数 501人</li> <li>中学校 生徒数 2,498人 学級数 79学級 教員数 176人</li> </ul>								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり			基本施策1. 学校経営改革の充実					
根拠法令	教育基本法 第9条 教育公務員特例法 第21～25条			事業開始年度					
取組状況	<p>教育公務員特例法の一部改正及び「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定を受け、区が実施する研修体系及び研修内容について大幅な見直しを図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理職研修・職層研修・年次研修(法定研修)・教育課題研修・選択研修の研修体系を再構成 ⇒【豊島区研修案内】に研修体系を明記</li> <li>2 区の喫緊の教育課題に対応した研修を、新規に構築 ⇒【豊島区教育ビジョン2019】に改編したことを反映させ、喫緊の教育課題を毎年見直しして設定</li> <li>3 学校リーダー育成研修を見直し、主任教諭対象の研修内容を改善 ⇒ 管理職候補者を計画的に育成する仕組みを構築</li> <li>4 国や都の研修と区の研修との関連付けし、区の研修の内容と講座数を精選 ⇒ 平成30年度から令和元年度に、約10%の講座数を削減</li> <li>5 4年次の若手教員を対象にした区独自の研修を継続実施 ⇒「教員は絶えず研究と研修に励む」ことへの実現</li> <li>6 区の研修指定校における研究テーマを、当該校の教育課題から区のエデュケーション課題へ転換 ⇒ 教科の研究にとどまらず、教育課程や学習方法に関する研究を推進</li> <li>7 of-JT(通所研修)とOJTの橋渡しを目的に、指導主事による学校訪問を拡充 ⇒ 受講記録の改編 ⇒ 指導主事の訪問により、学校における研究・研修の活性化を支援</li> </ol>								
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
①	喫緊の教育課題に関する研修講座	増加させる	回	8	14	15	15	18	
②	関係諸機関等(他課、都等)と連携した研修講座	増加させる	回	11	12	10	10	31	
③	研究推進校・研究奨励校(令和元年度まで)研究開発指定校(令和2年度より)における研究推進	減少させる	校	15	13	14	14	9	

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
		① 通所による研修講座	減少させる	回	129	128	124	116	103
② 1	児童が分かりやすい授業 (小学校6年生を対象とした意識調査)	増加させる	%	56.1	55.3		52.6	61.9	
② 2	生徒が分かりやすい授業 (中学校3年生を対象にした意識調査)	増加させる	%	25.4	30.9		33.0	40.7	
③	指導主事による学校訪問(off-JTとOJTの橋渡し)	増加させる	回			680	779	780	

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度		○ 区独自の学力の関する調査(豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査)の実施費用
		決算	決算	予算	決算	予算	増減(R1決算比)	
事業費	A	9,357	9,749	10,488	9,862	11,611	1,749	●小学校3年生 国語・算数+意識調査
財源内訳	国、都支出金						0	●小学校4年生 国語・算数+意識調査
	使用料・手数料						0	●小学校5年生～中学1年生 国語・算数+意識調査
	地方債・その他						0	●中学校2・3年生 国語・数学+意識調査
一般財源	C=A-B	9,357	9,749	—	9,862	11,611	1,749	

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>○受講者の研修への意識を高めるために、研修案内や受講記録等を工夫改善し、研修の開催前に、研修のねらいや内容等を明確に伝える必要がある。</p> <p>○学校における研修成果の活用状況とOJTとの関係性を把握し、次年度以降の研修を構築する際に、反映していく必要がある。</p> <p>○off-JT(通所研修)とOJTの連携を円滑に行うために、管理職に、「研修による人材育成について」、理解を深めさせていく必要がある。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>令和2年度の実践も踏まえ、今後も学校と教育委員会が一体となって人材育成する体制を一層、強化していく。</p> <p>○オンラインによる研修の比率を全講座数の30%程度に高める。</p> <p>○教員の専門性(特別支援教育・不登校対策等)をより高める内容を検討する。</p> <p>○管理職を育成する視点から、区内の管理職を研修講師に積極的に登用し、管理職の人材育成能力を向上させる。</p>

## 【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効 率 性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修体系全体を見直し、調査等で明らかになった教員の資質・能力の課題を焦点化したうえで、それまでの研修内容・方法に工夫を加えている。また、指導主事の学校訪問も、学校単位での研究・研修の活性化を十分に促し、機能していたことがわかる。</li> <li>○ コロナ禍において教育方法の多様化や、学校教育の在り方自体が揺るがされる中での効率性の判断は難しいものの、働き方改革の視点も入れたオンライン研修の実施や学校のOJTの中での臨機応変な研修のシステム作りが十分に行われていることは評価できる。</li> <li>○ オンライン研修については、全体に占める比率を30%程度に設定しているが、今後の成果次第で、オンライン+対面の組み合わせも年度途中で変更するといった弾力的な方針であるため、期待が持てる。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は、各教諭や指導主事の個人の力量に頼らず、特に若手職員が知りたいことを、適切なタイミングで「気軽に」聴いたり、学んだりできるような、情報交換・情報収集ができるシステムを、より強固なものとして整備されることを期待したい。その際、学習情報センターのさらなる活用を具体的な策として取り入れるとともに、教員の負担軽減を図るような策を講じていただきたい。</li> </ul>
有 効 性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修を受講させるだけでなく、研修報告書に「その成果をどう生かすか」といった項目を設け、校長による教員の指導や育成に活用できる工夫を行っている。</li> <li>○ 学校リーダー育成研修が見直され、管理職候補者の計画的な育成が既に始まっていることは評価されるべき内容であり、有効性が高いと考えられる。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長が行う教員の勤務評定の結果と照合できる工夫を加えることで、教育委員会も人事考課制度の成果と課題を把握することができるのではないか。</li> <li>○ 教員研修の内容が多岐にわたっている以上、他の事業の成果との整合性や妥当性を考えながらの、評価システム作りが必要であり、そのような評価システムができた上で、教員研修の成果、有効性をより詳細に判断できるため、教育現場への還元が見えやすくなるのではないか。</li> <li>○ 研修事業体系については十分有効であることがわかったが、教育ビジョン2019と研修内容との関連については、特にキャリア教育研修の位置づけについて、その位置づけを見直すことで、より深いキャリア教育の実施につながり、児童・生徒がより豊かなライフプランを展望できるようになるのではないかと考える。</li> </ul>

# 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名		不登校対策事業の強化(適応指導教室)							
1. 事業概要及び現状									
事業の目的 〔 どのような状態にしたいか 〕		豊島区立全小・中学校には、約200名ほど長期欠席している児童・生徒が在籍している。不登校を生まないための未然防止、早期対応・早期対応に各学校が尽力しているが、残念ながら小学校では増加傾向である。不登校の背景には様々な要因があるが、一人ひとりの状況を把握し、学校と教育委員会が連携しながら不登校の予防・改善に努めている。不登校児童・生徒については、適応指導教室の活用や、学習面でのサポート、福祉的な視点からの改善を図っている。、心理的要因等により長期間登校できない児童・生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援を継続的に図っていく。							
事業の対象 〔 対象となるヒト・モノ 〕		適応指導教室は、豊島区立学校に在籍又は豊島区在住の不登校児童・生徒(中学生まで)を対象としており、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの。 (ア) 本人及び保護者が入級を希望し、かつ在籍する学校の校長が入級を要請している者 (イ) 豊島区立教育センター所長が特に入級の必要があると認めた者							
事業の概要 〔 事業の手法 〕		(ア) 不登校児童・生徒を生まないための予防的取組(未然防止と初期対応) (イ) 継続的に適応指導教室に通うことが出来るようにするための支援 (ウ) 在籍校への復帰や進学後の学習等に支障をきたさないための支援 (エ) 在籍校への復帰だけでなく、将来の社会的自立に向けて必要な支援							
基礎データ 〔 利用者等の情報 〕		年度統計(令和元年度) 不登校児童・生徒数174名(内訳:小学生65名、中学生109名) 適応指導教室在籍児童・生徒数57人(内訳:小学生6人、中学生51人) 来室児童・生徒延べ指導回数1,873人 指導者6人(内訳:日勤講師4人・心理相談員1人・スクールソーシャルワーカー1人(兼務))							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針5. 一人一人を大切に教育の推進			基本施策3. いじめ・不登校対策の充実				
根拠法令		学校教育法施行規則 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律			事業開始年度		平成15年度		
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	<p>①不登校対策会議の全校実施 全小・中学校から提出してもらっている「登校支援シート」を基に、管理職、生活指導主任、学級担任、SCなどと具体的な手立てをもつための不登校対策会議を実施した。</p> <p>②SSWによる家庭への支援 家庭環境の改善や福祉的な支援を必要とする場合は、教育センターからSSWを派遣し、福祉的な視点からの支援を行い、関係機関とも密に連携をとりながら、登校できるような生活環境の改善に取り組んだ。</p> <p>③適応指導教室に居場所機能をもたせる取組 適応指導教室に在籍する全ての児童・生徒が、通室して来られるようにするために、これまでの教室ルールの見直しを行い、基本的な欲求を満たせる「居場所づくり」に取り組んだ。</p> <p>④学校復帰に向けた教科学習 適応指導教室では、学校や社会に復帰したいと思った時に障害とならないよう、タブレット教材や問題集を用い、児童・生徒一人ひとりの状態を踏まえた学習指導を行った。</p> <p>⑤体験活動の充実 これまでは昼のスポーツ活動は、バドミントン、卓球に取り組むのが定例であった。令和元年度は、コミュニケーションスキル向上をねらいとして、ソフトバレーボールを実施する機会を増やした。また、宿泊体験を中心とした体験活動を行った。</p> <p>i. 移動教室 3泊4日の『立科「ゆずスマイル2019」』一心を開放する4日間一を実施した。児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することを目的とした、適切な指導と必要な支援を行った。</p> <p>ii. ゆずスマイルプラン 年度初めに、「宿泊体験(移動教室)」を中心に据えた、柚子の木教室「ゆずスマイルプラン」を作成した。年間を通して、体験活動をバランスよくくり返り、児童・生徒たちの興味・関心を引き出した。</p> <p>⑥進路指導の充実 年度末の中学3年生の在籍は24名。全員が進学を希望し、全員合格することができた。生徒一人ひとりの進路希望に応じた支援・指導を計画的に進めた。</p> <p>⑦教育相談を通じた不登校児童・生徒への支援 ここ3年間、来所相談の約3割は「不登校」に関連する内容である。必要に応じて、学校との連携を図りながら、不登校状態の解消を目指していく。</p>							
	活動指標		指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)
	①	適応指導教室の在籍人数	増加させる	人	56	60	60	57	60
	②	SSW(不登校・登校渋り)の対応件数	維持する	件	58	66	60	63	60
	③	教育相談(不登校関係)の件数	維持する	件	141	147	150	155	150

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		①	適応指導教室在籍生徒の進路決定率	→維持する	%	100	100	100	100
		②							
		③							

2. 事業費の推移

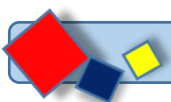
単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	11,324	11,169	13,562	12,517	26,443	13,926
財源内訳	国、都支出金	4,500	4,145		4,855	9,480	4,625
	使用料・手数料						0
	地方債・その他	861	1,040		1,254	2,830	1,576
	一般財源	C=A-B	5,963	5,984	—	6,408	14,133

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>コロナ禍で、不登校がより多様化・複雑化する中において、特に、急増する不登校児童(小学生)への対応が困難な状況にある。</p> <p>こうした状況に対応すべく、学校における不登校を生まないための取組「未然防止」と「初期対応」をより充実させるとともに、適応指導教室における小学生への対応が課題である。</p> <p>適応指導教室では、令和2年度より小学校教員の免許持った非常勤教員を配置し、小学生の本格受け入れを開始したが、小学生の発達段階に応じた支援(同級生との交流等)が困難であること、児童対応のための教室や職員の数が足りないこと、保護者による送迎が必要であることなど新たな課題が多く発生しており、根本から見直しを進めている。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>教員の指導力向上</p> <p>ICT(クロムブック)を活用した取組</p> <p>学生や地域のボランティア資源を開発</p> <p>適応指導教室の機能充実策を検討(東京都教育支援センター機能強化補助事業を活用)</p> <p>不登校特例校を検討(文科省補助金事業であり八王子市が実施)</p>

【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校復帰を一律の目標にするのではなく、子供の状態を3段階に分けたうえでそれぞれ目標設定をし、無理のない程度でレベルアップを図るという方法は、不登校で悩む子供やその保護者にとって心理的な安心感を与えるものと思われる。</li> <li>○ 不登校対策会議の実施や、教育相談センターからのSSWの派遣など、不登校もしくは不登校予備軍の児童・生徒の情報を共有し、福祉対応の不登校やその予備軍に対しても対応できるシステムが、実際に動いていることが説明され、効率性高く事業が実施されていることがよく理解できた。</li> <li>○ 登校支援シートや欠席者一覧表といったシートも、充実した内容で、不登校対応だけでなく、予防や適切な初期対応にもつながる形で効率的に導入されていることも理解できた。特に欠席者一覧表については、欠席日数10日を区切りとしている点も有効であると感じた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集や共有のシステムが構築されているため、今後は登校支援シートや欠席者一覧表をより活用できるシステムづくりが、不登校の未然防止と初期対応の充実につながると考える。</li> <li>○ これらを教育センターに集約し、専門家を交えたチームで検討し、各校を支援する方法によって、間接支援の場としてのセンター機能を充実させていくことが期待される。その際、小・中間での連携のみならず、幼稚園、保育所、学童クラブといった多様な機関との連携も視野に入れていただきたい。</li> </ul>
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適応指導教室に居場所としての機能を持たせる取り組みや、教育相談班との連携も含む体験活動を通し、様々な立場から原因やその対応を図ろうとする姿勢は一定の有効性があることが理解できた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は体験活動だけでなく活動後の振り返りを行うことで子供自身に「自己を見つける」機会を多くつくるのが大切ではないか。ソーシャルスキル・トレーニングをプログラムに組み込むことも必要と考える。</li> <li>○ 適応指導教室を利用した生徒の内、中学校卒業後の相談体制のシステムの可視化も重要だと感じた。</li> <li>○ 「不登校の解消」すなわち「進学先の決定」「登校支援」ではなく、当該児童・生徒にとって最善の学校生活を考え、一貫して支援し続ける体制づくりが必要だと考える。</li> <li>○ そのためには、教育センターが中心となり、子ども若者総合サポートセンターや、福祉、保健領域など、多様な機関と連携したシステムがわかりやすい形で稼働することが重要になる。</li> <li>○ 分析シートでは、小学生への対応の充実が課題として、記載されていたが、適応指導教室の役割を再確認し、教科教育と学校生活、それぞれの側面を見守り育てるために必要な役割分担を教職員の中で行い、常勤の教職員を充実させ、適応指導教室内の小中連携を充実させるのも1つの解決策だと考える。</li> </ul>



# 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名		外国人の就学対策																																															
<b>1. 事業概要及び現状</b>																																																	
事業の目的 (どのような状態にしたいか)	区内在住の全ての外国籍児童・生徒の就学機会の確保 ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月23日に閣議決定され、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が令和2年7月1日に文部科学省で策定された。この指針を踏まえ、就学事務にあたる。																																																
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	区内在住の外国籍児童・生徒																																																
事業の概要 (事業の手法)	・次年度新入学予定の外国籍児童・生徒に対し、区立小学校・中学校への入学案内を通知する。 ・入学届出時において特別な配慮を必要とする者があった場合は学校や他課と連携し柔軟な対応を行う。 ・就学先が確認できていない不就学児について、就学状況の確認を行う。安否確認においては子ども家庭部と連携して実施する。																																																
基礎データ (利用者等の情報)	外国籍児童・生徒 就学先内訳 <span style="float:right">令和2年9月8日時点</span> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区立学校</th> <th>他区学校</th> <th>国・都・私立</th> <th>特別支援学校</th> <th>インターナショナルスクール</th> <th>海外</th> <th>その他</th> <th>不明</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>304</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>55</td> <td>37</td> <td>1</td> <td>58</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>102</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>406</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>2</td> <td>78</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>90</td> <td>672</td> </tr> </tbody> </table> 令和2年度 外国籍児童・生徒数(令和2年5月1日時点) ※別紙1参照										区立学校	他区学校	国・都・私立	特別支援学校	インターナショナルスクール	海外	その他	不明	計	小学校	304	0	11	2	55	37	1	58	468	中学校	102	3	25	0	23	19	0	32	204	計	406	3	36	2	78	56	1	90	672
	区立学校	他区学校	国・都・私立	特別支援学校	インターナショナルスクール	海外	その他	不明	計																																								
小学校	304	0	11	2	55	37	1	58	468																																								
中学校	102	3	25	0	23	19	0	32	204																																								
計	406	3	36	2	78	56	1	90	672																																								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針5. 一人一人を大切にす教育の推進			基本施策4. 多文化共生の推進																																												
根拠法令	・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2年7月1日 文部科学省) ※別紙2参照 ・関係法令(参考) ※別紙3参照			事業開始年度	平成30年度…子育て支援課による調査への情報提供																																												
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	・住民記録情報と連携し、学齢児童・生徒について登録・管理している。 ・次年度新入学予定の外国籍児童・生徒に対し、区立小学校・中学校への入学案内を発送(※別紙4参照)。あわせて、英語・中国語に翻訳した文書を区公式ホームページに掲載(※別紙5参照)。日本語の読めない方はホームページを参照するよう案内文書に3か国語で記載した。 ・就学先が確認できていない外国籍児童・生徒について、子ども家庭部子育て支援課へ情報提供(令和元年 9月11日)をし、該当者の安否確認を実施。(計 211件) <安否確認結果> 令和2年6月26日子育て支援課より提供 インターナショナルスクール…46件 私立学校…1件 出国…93件 転出…12件 国保・レセプトで存在確認…57件 その他(児童相談所扱い、出入国在留管理庁取消)…2件																																															
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)																																								
	① 外国籍児童・生徒に対する新入学に関する通知の発送数	→維持する	通	156	172	193	193	182																																									
	② 外国籍の不就学児に対する就学先アンケートの発送数	↘減少させる	通	-	-	-	-	90																																									
	③																																																

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		①	外国籍児童・生徒の不就学児数	減少させる	人	—	212	211	211
②	外国籍の不就学児に対する就学先アンケートの回答率(当該児の届出を含む)	増加させる	%	—	—	—	—	80	
③									

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	0	0	0	0	0	0
財源内訳	国、都支出金						0
	使用料・手数料	B					0
	地方債・その他						0
一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0	0

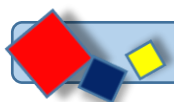
3. 課題及び今後の方向性

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に策定された指針により、外国籍の子どもの就学の把握や就学促進について具体的に明示された。昨年まで安否確認までとなっていた外国籍の子どもの就学先把握が急務となったが、保護者の日本語の習得不十分等により、送付した文書が読めず対応ができない場合もある。</li> <li>外国籍の保護者は日本の法律による就学義務はなく、教育委員会への就学先届出義務を負わないため、就学先を確認するための強制力がない。</li> </ul>
課題への対応策 及び今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学案内について、今までは英語・中国語の翻訳文書をホームページへ掲載するのみであったが、3か国語を併記した文書を送付することにより内容の理解を図る。</li> <li>就学先が確認できていない方に対し就学先アンケートを実施。(※別紙6参照) 日本語が読めない方にも文書を理解していただくために、多言語に翻訳した文書を作成し、同封する。</li> <li>各文書について、翻訳言語を追加していく。</li> <li>住民登録部門と連携をし、外国籍のお子さんがある世帯の方が転入手続きをされた場合は学務課への案内を徹底し、就学先の把握や区立小・中学校への入学案内を行う。</li> </ul>



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国籍児童・生徒の就学機会の確保については、子育て支援課との連携やアンケートの実施により、高い効率性をもって実現ができていることが分かった。</li> <li>○ また、困難とされる外国人の就学先の確認を他部局と連携しながら行い、状況を把握するとともに、教育センターと連携して実施する日本語教室における子供の指導時に、その保護者の日本語習得に向けた指導・相談にも対応している点についても評価できる。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は、通訳等のマンパワーだけでなく、翻訳ソフト等 ICT の活用も臨機応変に取り入れることによって、より現場のニーズに即した対応が可能になるよう、教職員への研修や情報提供、情報交換など、学校をバックアップしていくためのシステムの充実も必要である。</li> <li>○ また、中国語や英語といった特定の言語、文化への対応だけではなく、「豊島区民として必要なこと」「豊島区の学校で学ぼうえで必要なこと」をベースとして、「足りない部分を補う合理的配慮」という観点での対応も重要であると考えます。</li> <li>○ さらに、先述の教育センターと連携した日本語教室における指導時には、最大の課題となっている就学相談を併せて実施することで、その解決に資するものと考えます。</li> <li>○ 子ども達が、お互いの背景や文化を尊重し合いながら共に学ぶ環境は、より深い人間教育へとつながるため、引き続き、継続的な取り組みに期待する。</li> </ul>
有効性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国籍児童・生徒の就学先の把握や、給食をはじめとする宗教・文化への対応が行われており、当該児童・生徒が安心して、継続して学び続けることができる体制が整っているという観点から、有効な事業であると評価できる。特に説明資料として示された「日本語指導教室を終了した生徒の書いた作文」には、強く心を動かされるものがあった。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学案内を日本語のほか英語、中国語版を作成し配布しているが、本区に在住する外国人の国籍を考慮すると、十分に対応しているとは言い難い。</li> <li>○ 今後は、多文化共生の推進を標榜する豊島区として、区役所全体で本区に在住する外国人の国籍に応じた言語でのホームページやパンフレット等を作成する等の対応が必要である。ただし、対応すべき言語が多岐にわたるため、該当する外国語での表記や通訳の導入にこだわらず、ローマ字での資料の作成や、いわゆる「やさしい日本語」の導入により、理解が可能な外国人児童、生徒の保護者が増える可能性が期待できる。柔軟な対応に期待したい。</li> </ul>



# 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	子どもスキップ運営事業
-----	-------------

## 1. 事業概要及び現状

事業の目的 (どのような状態にしたいか)	学校の理解と協力のもと、子ども会議での児童の意見を反映させて運営することにより、児童が放課後を自主的に楽しく安全・安心に過ごし、遊びをとおして児童たちが交流を広げることを支援する。								
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立小学校在籍児童及び区内在住の全児童(学童クラブ・一般利用)</li> <li>子どもスキップを利用している児童の保護者</li> </ul>								
事業の概要 (事業の手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて子どもスキップを運営している。</li> <li>保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用が可能な「一般利用」の、2つの利用方法で運営している。</li> <li>学童クラブと一般利用両方の児童が交流し、安全・安心に配慮したうえで、体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供する。</li> <li>各スキップで利用児童による子ども会議を開催して、行事やルール決めなど、子どもスキップの運営に児童自らの意見を反映させる。</li> <li>地域子ども懇談会を開催して、子どもスキップの運営に地域や関連団体等の意向を反映させる。</li> </ul>								
基礎データ (利用者等の情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立小学校の敷地内または隣接地で運営(22施設)。</li> <li>開所日数は年間291日。</li> <li>令和元年度の利用者数は516,829名(一般利用 延184,217名、学童クラブ 延332,612名)。</li> <li>学童クラブ利用料は4,000円/月、9時前利用は1,000円/年、延長利用は1,000円/月。減免制度あり。一般利用は無料で利用可能。</li> </ul>								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上								
根拠法令	児童福祉法 社会福祉法 子ども・子育て支援法	事業開始年度	平成16年4月						
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクール・スキップサポーター制度(非常勤職員)を導入。特別な支援を要する児童に対して、学校における教育活動から放課後にわたる切れ目のない支援を行うため、区立小学校22校(子どもスキップ22施設)へのスクール・スキップサポーターの配置を目指す。(令和元年度末で15校に配置)</li> <li>・全子どもスキップへ熱中症計を配付。児童と職員の熱中症を未然に防ぐため、学校開放事業、放課後子ども教室事業と共有した計測基準を設け、安心安全な事業運営に努めた。</li> <li>・子ども会議を開催し、児童の意見を募った。</li> <li>・子どもスキップ運営協議会を開催した。</li> </ul>							
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
	① 学童クラブ利用登録者数	→維持する	人	1,542	1,602	1,650	1,549	1,980	
	② 子どもスキップ一般利用届け出者数	→維持する	人	8,852	9,009	9,100	9,184	8,000	
③ 子ども会議開催数	↗増加させる	回	48	51	55	57	22		

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		①	待機児童数	→維持する	人	0	0	0	0
②	事故発生件数	↘減少させる	件	154	129	116	154	77	
③	子ども会議決定事項数	↗増加させる	件	63	83	65	61	44	

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	<b>A</b>	594,252	568,371	686,438	606,174	821,599	215,425
財源内訳	国、都支出金	162,973	173,508	157,458	225,277	223,359	-1,918
	使用料・手数料	76,222	82,036	78,484	85,082	85,671	589
	地方債・その他	46,305	43,873	57,421	46,639	74,481	27,842
一般財源	<b>C=A-B</b>	308,752	268,954	—	249,176	438,088	188,912

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>①学童クラブの待機児童数ゼロは達成しているが、感染症予防対策により、学童クラブ、一般利用(3月より休止中)を自粛する者が増えたため、本来の活動指標が上がりにくい結果となっている。</p> <p>②様々な機会を捉え職員募集したことや会計年度任用職員制度の導入により、職員の欠員状況は改善傾向にあるが、入学児童や共働き世帯の増加に伴い、学童クラブ利用需要は増えおり、引続き、職員確保策と適正な人員配置を図る。また、スペース確保のため、施設改修や学校とのスペースタイムシェアリングに努める必要がある。</p> <p>③働く保護者への支援、児童の居場所確保の観点から、新型コロナウイルス感染防止策を講じつつ、学童クラブの更なる利便性向上を図る。</p> <p>④ISSの全校化へ向けた取り組みに、子どもスキップ事業も連動し、徹底した事故防止策を講じ、放課後においても安全・安心な体制の維持を図る。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>①一般利用休止中の為、学童クラブの利用条件を緩和し、必要な児童の受入れを図っている。感染症の状況により、引続き受け入れは継続する。今後も感染症対策を取りながら通常運営を続け、利用需要に応じていく。</p> <p>②12月には、スクールスキップサポーターの全施設への配置が完了した。</p> <p>③11月には子どもスキップ高松の校舎内移転が完了し、利便性が格段に向上した。</p> <p>④保護者からの強い要望に応え、学校長期休業中の学童クラブへの宅配弁当提供(試行)を実現させ、改善策を講じながら本格実施に向け、検証中である。</p> <p>⑤区立小学校の臨時休業期間中も、庁内他部署からの応援を得ながら、学童クラブ(時間や場所を拡大し運営)、校庭開放(児童の遊び場開放)を全22か所にて実施した。</p>

【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども会議を軸に、子どもの安全な居場所としての役割を十分に果たしており、今の状況でできる精いっぱい学び、遊び、体験の場が提供されている。</li> <li>○ 待機児童数がゼロであり、利用登録者数においてもほぼ計画通りに進んでいる。また、外国人児童・特別な配慮を要する児童への対応も徐々に進んでおり、解決の方向にあることが確認できた。</li> </ul> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スキルの高い常勤職員が充実して継続的に配置し、人員体制を充実することが、スキップ事業の効率をより高めていくと考える。</li> <li>○ 子どもスキップは子どもたちにとって「生活の場」であるため、学校では拾いきれない部分に気づくことのできる場所であり、学校不応や虐待といった児童の不調に気付くことができる、いわばゲートキーパーとしての役割も担える場所である。そのため、特別な配慮が必要な児童への対応も必要となる、このような役割や対応については、学校との密接な連携だけでなく、定期的なコミュニケーションをとるなどの体制づくりが必要である。今後はより強固な学校との連携システム作りと連携の実績を上げていくことに期待したい。</li> </ul>
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、子どもスキップ南池袋を見学したが、事業分析シートに記載されている報告以上に、利用する児童の満足度がよく伝わり、指導する職員の様々な工夫にも感心した。また、コロナ禍においても子どもたちが落ち着いて過ごしている様子や、子ども会議が定期的実施されていることから、当該事業が有効であることが、実際に目で見ただけで感じられた。</li> </ul> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故対応に関して、マニュアル等を作成し、研修やOJTによる職員の能力を高める工夫が見られた。しかし、一定の事故が発生していることは、課題があることを示していると考え。数だけでなく、事故の内容や発生状況についても精査が必要である。事故はいつ何時どのような形で訪れるか予測できない要素があるが、小学校にはそのノウハウがあるであろうことから、常に小学校と連携し、新しい情報を収集しながら省察を繰り返すようお願いしたい。また様々な視点からの環境整備も事故の減少のためには重要であると考え。</li> <li>○ 生活のプロとしての職員の他に、遊びのプロとしての職員を配置することで、職員の役割分担が可能となり、負担感少なく快適な環境を提供できると考える。イベント的に「プロの遊び」を取り入れるのではなく、恒常的に「プロの遊び」を提供することは、日常の安定だけでなく、将来的な余暇活動の充実にもつながる、これらの実現には、常勤職員の人数の充実、研修の充実が必要である。</li> </ul>



# 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	学校施設整備の補助金
-----	------------

## 1. 事業概要及び現状

事業の目的 (どのような状態にしたいか)	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図る。								
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園)								
事業の概要 (事業の手法)	<p>学校施設の老朽化対応、及び教育環境の質的な向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。                  なお、年度ごとに改築・改修校が異なるため、事業費推移に計上した予算事業は、各年度以下の通り。</p> <p>平成29年度：改築(巣鴨北中、池袋中)、改修(小学校大規模、小学校トイレ)                  平成30年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・中学校トイレ、中学校特別支援教室整備、小学校・幼稚園一般)                  令和元年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・幼稚園一般、体育館冷暖房)                  令和2年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)</p>								
基礎データ (利用者等の情報)	区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園) 改築済の学校(小:4校、中:5校) 改築計画が公表されている学校:池袋第一小(改築工事中)、千川中学校(建替え等を考える会実施中)								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり			基本施策2. 教育環境の整備					
根拠法令	学校施設環境改善交付金交付要綱 東京都立学校屋内体育施設空調置支援事業補助金交付要綱 他	事業開始年度	令和元年度 (毎年度申請・交付)						
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	1. 改築 国庫補助金を活用し、巣鴨北中学校の改築を完了した。 活用メニュー:危険改築(校)、不適格改築(校)、単独校調理場、学校水泳プール、中学校武道場 2. 改修 国庫補助金及び都補助金を活用し、以下の改修を行った。※( )内は活用補助金 (1)体育館冷暖房設置 小19校、中5校(都) 改修工事による設置(小2校、中1校)分の補助金が、区に交付された。 また、リースによる設置(小17校、中4校)に対しては、東京都からリース事業者へ補助金が交付されたことにより、区のリース料支払い額が減少した。 (2)トイレ改修 清和小(国・都)、南池袋小(都) (3)外壁改修 清和小(国・都)、朝日小(国・都)、南池袋小(国・都)、権名町小(都) (4)ブロック塀改修 仰高小、駒込小、清和小、朋有小、権名町小、池袋幼(以上全て国・都)、南長崎幼(国)							
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
	① 改築が完了した学校数(累計)	→増加させる	校	8	8	9	9	9	
	② 補助金申請校数(国)	→維持する	校	11	16	13	13	9	
③ 補助金申請校数(都)	→維持する	校	9	16	16	16	6		

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		① 改築が完了した学校数(累計)	増加させる	校	8	8	9	9	9
	② 補助金交付校数(国)	維持する	校	11	14	13	9	9	
	③ 補助金交付校数(都)	維持する	校	9	15	16	16	6	

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	3,004,967	2,655,802	4,958,882	4,582,057	2,844,678	-1,737,379
財源内訳	国、都支出金	191,386	279,745	356,880	373,490	121,476	-252,014
	使用料・手数料	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他	1,960,562	1,317,796	4,472,463	2,713,821	2,526,639	-187,182
	一般財源	C=A-B	853,019	1,058,261	—	1,494,746	196,563

3. 課題及び今後の方向性

課 題	補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国・都の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。
課題への対応策 及び今後の方向性	交付対象となる改築・改修事業について、引き続き最大限交付申請を行っていく。

【点検・評価の結果】

評価	判断理由
効率性 A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体育館の冷暖房設備など、学校施設環境改善交付金を活用しながら、改修・改善が進められている点については、南池袋小学校の状況を視察することによって十分理解できた。</li> <li>○ 防災面の観点から見ると、電力源に関して、ガスと電気それぞれについて、災害時の復旧スピードとランニングコストが、効率性の観点から検討された上で導入されており、災害時の避難場所としての学校の機能も十分に果たすことができると考えられる。</li> <li>○ 予算上の制約のなかで、計画的に、必要なところに必要な改善が行われていると評価できる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>今後も引き続き、機器のメンテナンス、光熱費等にも留意しながら、予算の適切な運用を図ってほしい。</p>
有効性 A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の要望を聞きながら計画的に全小学校の体育館に冷暖房設備を設置したことで、子どもたちの豊かな学習環境をもたらしている点が評価できる。</li> <li>○ 体育館の冷暖房だけでなく、トイレの改修に関しても、児童・生徒の学習環境整備の上では、非常に重要なものである。</li> <li>○ 災害時の学校の機能についても十分考慮されており、有効性の高い事業であると考えられる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>これらの取り組みは、冬期における学校行事や地域行事をより活性化させるだけでなく、児童の体育授業中の事故防止にもつながり、安全面における学校の指導を支援する効果ももたらされる。今後も、こうした副次的効果のある取組みに期待したい。</p>

## IV 資料等

### 教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

## (設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

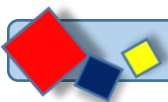
この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。



令和2年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和3年 1月

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1591